

広島県環境影響評価に関する条例施行規則（平成十一年広島県規則第二十六号。以下「規則」という。）第三十八条の規定により読み替えて適用される広島県環境影響評価に関する条例（平成十年広島県条例第二十一号。以下「条例」という。）第六条第一項の規定による環境影響評価方法書の送付を受けたので、規則第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第七条第一項の規定によって、次のとおり公告する。

平成二十五年八月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 都市計画決定権者の名称  
東広島市長 藏田 義雄

二 都市計画対象事業の名称、種類及び規模並びに都市計画対象事業実施区域

都市計画対象事業の名称	（仮称）広島中央環境衛生組合一般廃棄物処理施設整備事業
都市計画対象事業の種類	ごみ焼却施設の設置事業 し尿処理施設の設置事業
都市計画対象事業の規模	ごみ焼却施設 三百トン（一日当たりの処理能力） し尿処理施設 三百キロリットル（二日当たりの処理能力）
都市計画対象事業実施区域	広島県東広島市西条町上三永地内及び広島県竹原市田万里町の一部

三 規則第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第六条第一項に規定する地域の範囲及びその範囲が属する市町

別図に示す太線で囲まれた地域を管轄する東広島市及び竹原市

四 環境影響評価方法書の写しの縦覧の場所、期間及び時間

1 場所

- (1) 広島県環境県民局環境保全課
- (2) 広島県西部東厚生環境事務所環境管理課
- (3) 東広島市生活環境部廃棄物対策課
- (4) 東広島市都市部都市計画課
- (5) 竹原市市民生活部まちづくり推進課
- (6) 広島中央環境衛生組合施設整備課

2 期間

平成二十五年八月七日（水）から平成二十五年九月六日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

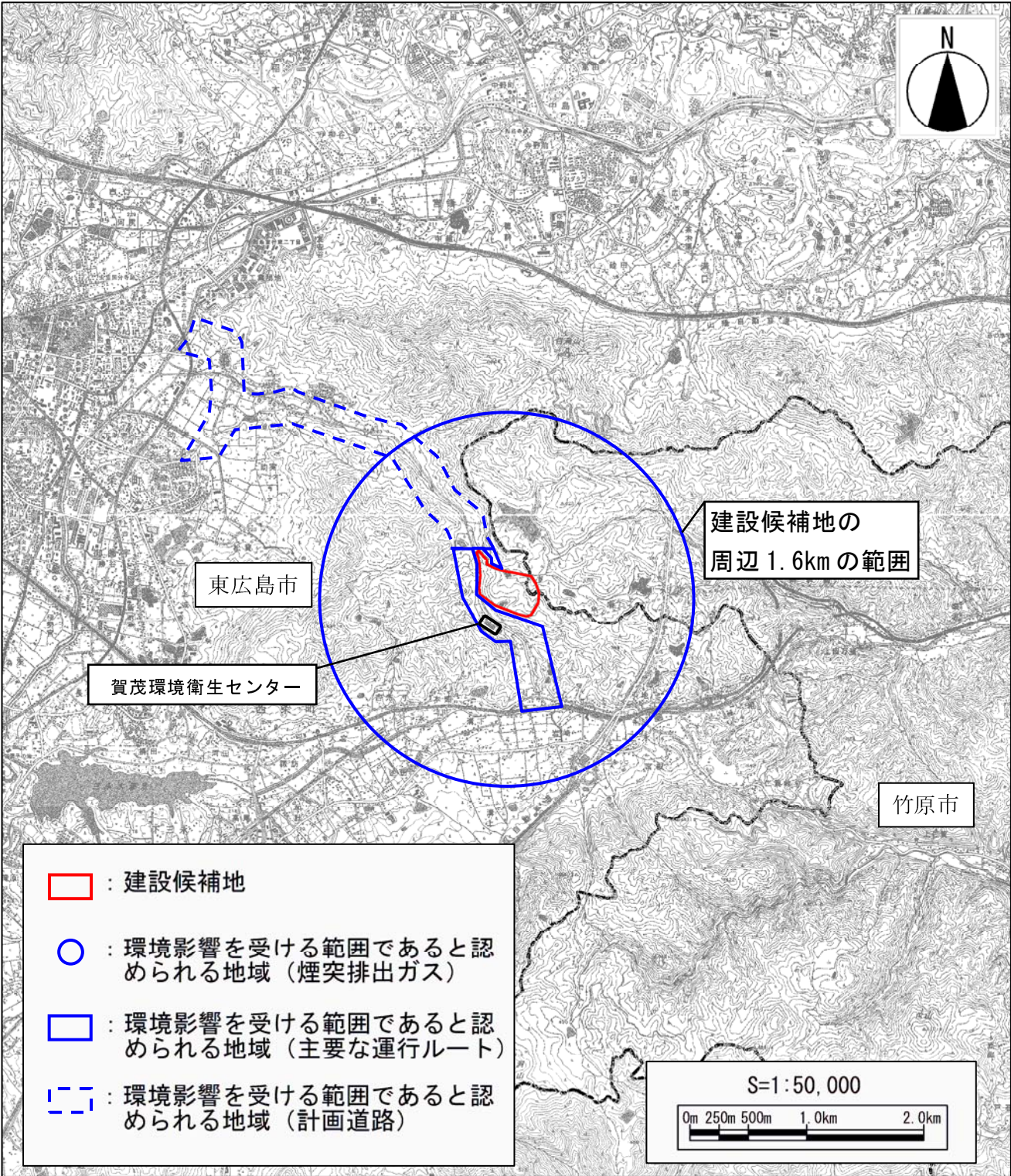
3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

五 意見書の提出

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見を有する者は、都市計画決定権者に対して意見書を提出することができる。

- 1 意見書の提出期限  
平成二十五年九月二十日（金）まで
- 2 意見書の提出先  
千七三九―八六〇― 広島県東広島市西条栄町八番二九号  
東広島市都市部都市計画課
- 3 意見書の記載事項  
意見を提出しようとする者の氏名、住所、意見書の提出の対象である環境影響評価方法書に記載された対象事業の名称、環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由



東広島市

賀茂環境衛生センター

建設候補地の  
周辺 1.6km の範囲

竹原市

- : 建設候補地
  
- : 環境影響を受ける範囲であると認められる地域 (煙突排出ガス)
  
- : 環境影響を受ける範囲であると認められる地域 (主要な運行ルート)
  
- : 環境影響を受ける範囲であると認められる地域 (計画道路)

